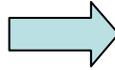
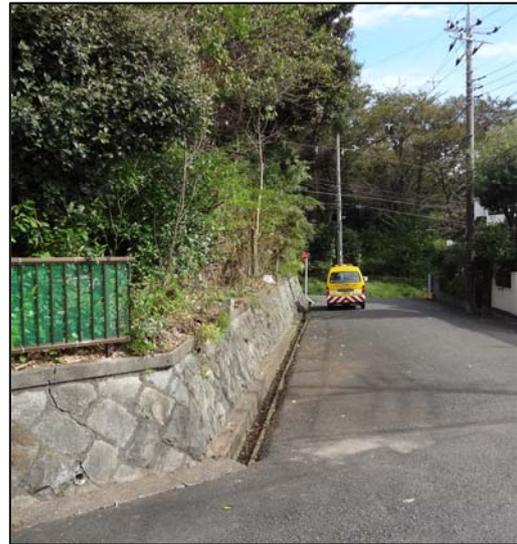


庭木の適切な管理にご協力をお願いします
～安全で快適な道路環境を守るために～

剪定前



剪定後



庭木が道路上にせり出していると・・・

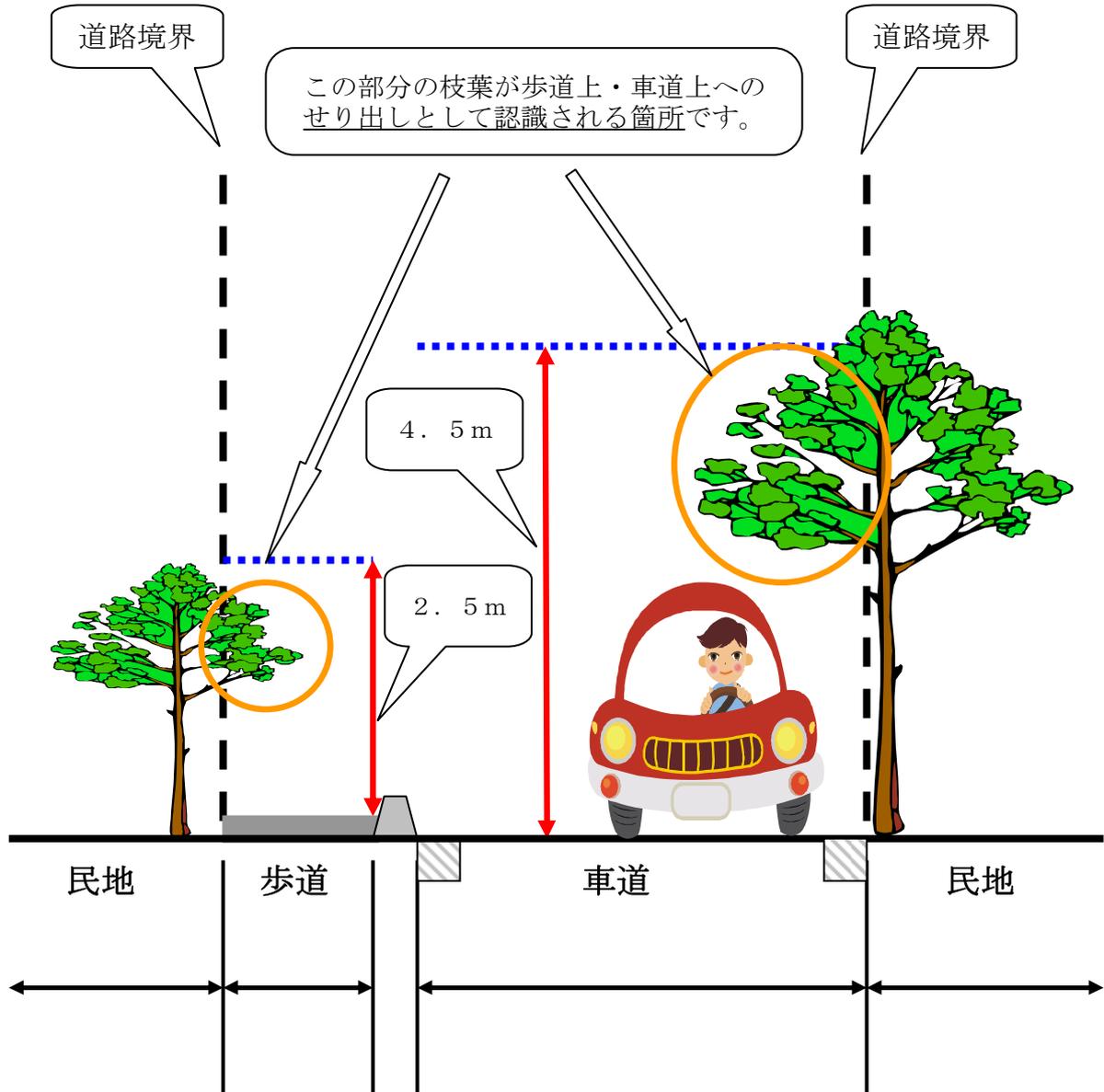
1. 道路標識やカーブミラーなどが見えにくくなります。
2. 交差点などでは見通しが悪くなり、危険を招く恐れがあります。
3. 道路上にせり出している庭木が原因で事故が発生した場合、所有者責任を問われる可能性があります。

※民法第717条(土地の工作物の占有者及び所有者の責任)

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じさせたときは、その工作物の占有者は被害者に対しその損害を賠償する責任を負う。
ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

歩行者や車両等が安心して快適に道路を通行できるように
庭木の適切な管理にご協力をお願いいたします。

道路上へせり出した樹木（イメージ図）



誰もが道路を安全に・安心して通行できるようにするためには歩道部分では高さ2.5 m、車道部分では高さ4.5 mの空間を確保する必要があります。歩行者や自動車などの通行の支障にならないよう、民地から道路上にせり出している庭木の剪定にご協力をお願いいたします。